

◎環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○環境影響評価法(平成九年法律第八十一号) (第一条関係) (抄)

(傍線部分は改正部分。網掛部分は修正部分。)

修正案

環境影響評価法

目次

第一章～第七章 [略]

第八章 雜則(第四十九条～第六十一条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が住民等の参加の下に適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させる決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保を安全で文化的な生活の確保に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

第一条による改正後

環境影響評価法

目次

第一章～第七章 [略]

第八章 雜則(第四十九条～第六十二条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させる決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保を安全で文化的な生活の確保に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

現 行

環境影響評価法

目次

第一章～第七章 [略]

第八章 雜則(第四十九条～第六十二条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保を安全で文化的な生活の確保に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一條　〔略〕

2　〔略〕

3　主務大臣は、前項の規定による事業者の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならぬ。この場合において、環境大臣が意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

4　〔略〕

(環境大臣の意見)

第二十三条　環境大臣は、前条第二項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。

2　環境大臣は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるものの意見を聴かなければならぬ。

(環境大臣の助言)

第二十三条の二　第二十二条第一項各号に定める者が地方公共団体その他公法上の法人で政令で定めるもの（以下この条において「地方公共団体等」という。）であると

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一條　〔略〕

2　〔略〕

3　主務大臣は、前項の規定による事業者の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならぬ。

4　〔略〕

(環境大臣の意見)

第二十三条　環境大臣は、前条第二項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。

〔新設〕

(環境大臣の助言)

第二十三条の二　第二十二条第一項各号に定める者が地方公共団体その他公法上の法人で政令で定めるもの（以下この条において「地方公共団体等」という。）であると

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一條　〔略〕

2　〔新設〕

3　〔略〕

(環境大臣の意見)

第二十三条　環境大臣は、前条第二項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第一号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣等を経由して述べるものとする。

〔新設〕

(環境大臣の助言)

第二十三条の二　第二十二条第一項各号に定める者が地方公共団体その他公法上の法人で政令で定めるもの（以下この条において「地方公共団体等」という。）であると

きは、当該地方公共団体等の長は、次条の規定に基づき環境の保全の見地からの意見を書面により述べることが必要と認める場合には、評価書の送付を受けた後、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求めるものとする。

2 前条第二項の規定は、環境大臣が前項の規定により助言を求められた場合に準用する。

(免許等を行う者等の意見)

第二十四条 第二十二条第一項各号に定める者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、第二十三条第一項の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案するとともに、その書面に当該環境大臣の意見を付記しなければならない。

(評価書の再検討及び補正)

第二十五条 事業者は、前条の意見が述べられたときは第二十三条第一項の規定による環境大臣の意見を参考としつつ前条の意見を勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該修正後の事業を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとめる措置をとらなければならない。

一～三 [略]  
2・3 [略]

(都市計画に定められる対象事業等)

きは、当該地方公共団体等の長は、次条の規定に基づき環境の保全の見地からの意見を書面により述べることが必要と認める場合には、評価書の送付を受けた後、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求めるよう努めなければならない。

[新設]

(免許等を行う者等の意見)

第二十四条 第二十二条第一項各号に定める者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、第二十三条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

(評価書の再検討及び補正)

第二十五条 事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一～三 [略]  
2・3 [略]

(都市計画に定められる対象事業等)

きは、当該地方公共団体等の長は、次条の規定に基づき環境の保全の見地からの意見を書面により述べることが必要と認める場合には、評価書の送付を受けた後、環境大臣に当該評価書の写しを送付して助言を求めるよう努めなければならない。

[新設]

(免許等を行う者等の意見)

第二十四条 第二十二条第一項各号に定める者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

(評価書の再検討及び補正)

第二十五条 事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一～三 [略]  
2・3 [略]

(都市計画に定められる対象事業等)

第四十条

前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第五条から第三十八条まで（第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、第五条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業に係る環境影響評価を」とあるのは「第四十条第一項の対象事業等（第二十八条及び第三十条第一項第一号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）に係る環境影響評価を」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号中「氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第三号中「対象事業が」とあるのは「都市計画対象事業が」と、同項第四号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第七条から第十条まで及び第十二条第一項第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十二条第一項及び第十四条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者」とあるのは「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」とある。

第四十条

第四十条

前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第五条から第三十八条まで（第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、第五条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画項目の対象事業等（第二十八条及び第三十条第一項第一号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号中「氏名及び住所（法人につてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第三号中「対象事業が」とあるのは「都市計画対象事業が」と、同項第四号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第七条から第十条まで及び第十二条第一項及び第十四条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十六条から第二十条まで

「都市計画対象事業」と、第十六条から第二十条まで及び第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第三号中「事業者」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第三号中「事業者」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、第二十二条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者に」あるのは「定める者(評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者)に」と、同条第二項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「事業者に対する受けた」とあるのは「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、第二十四条中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者」と、「事業者に対する受けた」とあるのは「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、第二十三条第一項の規定による環境大臣の意見があるときは、それを付記した書面」と、「第二十三条规定による環境大臣の意見があるときはこれを勘案して」と、「を書面」とあるのは「を書面(同項の規定による環境大臣の意見があるときは、それを付記した書面)」と、「第二十三条规定による環境大臣の意見があるときはこれを勘案して」と、「勘案する」とともに、その書面に当該一項各号に定める者は都市計画同意権者を経由して意見を述べるものとし、当該都市計画同意権者が意見を述べるときは」と、「勘案するとともに、その書面に当該環境大臣の意見を付記しなければ」とあるのは「勘案して」(都市計画決定権者)と、「勘案」とあるのは「(都市計画決定権者が国土交通大臣又は地方整備局長若しくは北海道開発局長である場合にあっては、同条の意見及び第十三条の規定により環境大臣が当該都市計画決定権者に對し述べた意見)を勘案」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同

「都市計画対象事業」と、第十六条から第二十条まで及び第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第三号中「事業者」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「定める者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者に」あるのは「定める者(評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者)に」と、同条第二項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「事業者に対する受けた」とあるのは「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、第二十四条中「定める者」とあるのは「走める者及び都市計画同意権者」と、「事業者に対する受けた」とあるのは「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、第二十三条第一項の規定による環境大臣の意見があるときはこれを勘案して」と、「評価書」とあるのは「都市計画決定権者に対する受けた」と、「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、「第二十二条第一項各号に定める者は都市計画同意権者を経由して意見を述べるものとし、当該都市計画同意権者が意見を述べるとときは」と、「第二十五条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「勘案」とあるのは「(都市計画決定権者が国土交通大臣又は地方整備局長若しくは北海道開発局長である場合にあっては、同条の意見及び第十三条の規定により環境大臣が当該都市計画決定権者に對し述べた意見)を勘案」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同

及び第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第三号中「事業者」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者に」あるのは「定める者(評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者)に」と、同条第二項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「事業者に対する受けた」とあるのは「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、第二十四条中「定める者」とあるのは「走める者及び都市計画同意権者」と、「事業者に対する受けた」とあるのは「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、「第二十二条第一項各号に定める者は都市計画同意権者を経由して意見を述べるものとし、当該都市計画同意権者が意見を述べるとときは」と、「第二十五条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「勘案」とあるのは「(都市計画決定権者が国土交通大臣又は地方整備局長若しくは北海道開発局長である場合にあっては、同条の意見及び第十三条の規定により環境大臣が当該都市計画決定権者に對し述べた意見)を勘案」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同

三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第三項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者」に対し述べた意見を勘案して」と、同項第三号に定める者は「定める者（評価書に係る都市計画が都市計画に応じ当該各号に定める者）に対してもしなければならない。この場合において、都市計画決定権者が国土交通大臣若しくは地方整備局長若しくは北海道開発局長又は都道府県であるときは都道府県都市計画審議会の議を、市町村であるときは市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていなければ、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経るものとする」と、第二十六条第一項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、同條第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「及び関係市町村長」とあるのは「関係市町村長及び第四十条第一項の事業者」と、「同条第一項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」と、第二十七条及び第二十八条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同條中「修正しよう」とあるのは「修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、第二十九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「修正しよう」とあるのは

省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者」に対し「しなければならない」とあるのは「定める者(評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあつては、都市計画同意権者及び同項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者)」に対してしなければならない。この場合において、都市計画決定権者が国土交通大臣若しくは地方整備局長若しくは北海道開発局長又は都道府県であるときは都道府県都市計画審議会の議を、市町村であるときは市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の議を経るものとする」と、第二十六条第一項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「及び関係市町村長」とあるのは「関係市町村長及び第四十条第一項の事業者」と、「同条第一項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」と、第二十七条及び第二十八条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「修正しよう」とあるのは「修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、第二十九条第一項中「事業者」とあるのは「施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、「第四条第一項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第一項」と、同

第三項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者に対してもしなければならない」とあるのは「定める者(評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び同項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者)」に対してもしなければならない。この場合において、都市計画決定権者が国土交通大臣若しくは地方整備局長若しくは北海道開発局長又は都道府県であるときは都道府県都市計画審議会の議を、市町村であるときは市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていなければないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の議を経るものとする」と、第二十六条第一項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「及び関係市町村長」とあるのは「、関係市町村長及び第四十条第一項の事業者」と、第二十七条及び第二十八条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「修正しよう」とあるのは「修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、第二十九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「修正しよう」とあるのは「修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、「第四条第一項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第一項」と、同条第二項中「第四条第二項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第二項」と二項の規定により読み替えて適用される第四条第二項

は「修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、「第四条第一項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第一項」と、同条第二項中「第四条第二項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第二項」と、「同条第三項第一号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号」と、同条第三項中「第四条第三項第二号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業を実施しない」とあるのは「対象事業等を都市計画に定めない」と、第三十一条第一項中「を行ふ」とあるのは「が行われる」と、同条第二項及び第三項中「を行つた」とあるのは「が行われた」と、同項中「を行ひ」とあるのは「が行われ」と、同条第四項中「を行つた」とあるのは「が行われた」と、「前条第二項」とあるのは「第三十条第二項」と、第三十二条第一項中「を行つた」とあるのは「が行われた」とする。

条第二項中「第四条第二項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第二項」と、「同条第三項第一号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号」と、同条第三項中「第四条第三項第二号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第二号」とあるのは「第三十九条第三項第一号」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三十条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象事業等を都市計画に定めない」と、第三十一条第一項中「を行う」とあるのは「が行われる」と、同条第二項及び第三項中「を行つた」とあるのは「が行われた」と、同項中「を行い」とあるのは「が行われ」、同条第四項中「を行つた」とあるのは「が行われた」と、「前条第二項」とあるのは「第三十条第二項」と、第三十二条第一項中「を行つた」とあるのは「が行われた」とする。

と、「同条第三項第一号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号」と、同条第三項中「第四条第三項第一号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第二号」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三十条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象事業等を都市計画に定めない」と、第三十一条第一項中「を行う」とあるのは「が行われる」と、同条第二項及び第三項中「を行つた」とあるのは「が行われた」と、同項中「を行い」とあるのは「が行われ」、同条第四項中「を行つた」とあるのは「が行われた」と、「前条第二項」とあるのは「第三十条第二項」と、第三十二条第一項中「を行つた」とあるのは「が行われた」とする。

(他の法律との関係)  
第六十条 第二条第二項第一号ホに掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業に係る環境影響評価その他の手続については、この法律及び電気事業法の定めるところによる。

**第六十条** 〔  
〔略〕  
（条例との関係）  
〔削除〕  
〕〕

(条例との関係)  
第六十一条 [略]

(他の法律との関係)  
第六十条 第二条第二項第一号ホに掲げる事業の種類に該当する第一種事業又は第二種事業に係る環境影響評価その他の手続については、この法律及び電気事業法の定めるところによる。

(地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重)

**第六十一条**  
〔略〕

(地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重)

**第六十二条**  
〔略〕

(地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重)

**第六十三条**  
〔略〕

修正案

第一条による改正後

修正案を織り込んだ第一条による改正後

環境影響評価法

環境影響評価法

環境影響評価法

目次

第一章 [略]

第二章 方法書の作成前の手続

第一節 検討書（第三条の二—第三条の十）

第二節 第二種事業に係る判定（第四条）

第三章 方法書（第五条—第十条）

第四章 環境影響評価の実施等（第十一条—第十三条）

第五章～第七章 [略]

第八章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第三十二条—

第三十八条の五の二）

第九章・第十章 [略]

附則

（国等の責務）

第三条 [略]

**2 国は、国の施策に関する基本的な方針又は計画であつて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施を目的とするもの（以下この項において「上位計画等」という。）の策定又は変更に当たっては、当該上位計画等に基づき実施されることが想定される事業が環境に及ぼす影響についての調査を行い、当該調査の**

目次

第一章 [略]

第二章 方法書の作成前の手続

第一節 配慮書（第三条の二—第三条の十）

第二節 第二種事業に係る判定（第四条）

第三章 方法書（第五条—第十条）

第四章 環境影響評価の実施等（第十一条—第十三条）

第五章～第七章 [略]

第八章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第三十二条—

第三十八条の五の五）

第九章・第十章 [略]

附則

（国等の責務）

第三条 [略]

（国等の責務）

第三条 [略]

[新設]

目次

第一章 [略]

第二章 準備書の作成前の手続

第一節 第二種事業に係る判定（第四条）

第二節 方法書の作成等（第五条—第十条）

第三節 環境影響評価の実施等（第十一条—第十三

条）

第五章～第五章 [略]

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第三十二条—

第三十八条）

第七章・第八章 [略]

附則

（国等の責務）

第三条 [略]

[新設]

結果を、当該上位計画等の策定又は変更に反映させるよう努めるものとする。

3 国は、この法律の規定による環境影響評価その他の手続きが適切かつ円滑に行われるよう、生物の多様性の状況その他の環境の状況に関する情報を収集し、並びに事業者及び住民等に提供するよう努めるものとする。

## 第二章 方法書の作成前の手続

### 第一節 検討書

#### (計画構想段階検討事項についての検討)

第三条の二 第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業に係る計画の構想の段階において、当該事業が実施されるべき区域、事業規模その他の第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、同号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために検討すべき事項（当該事業を実施しない場合における環境の状況の予測のために把握すべき事項を含む。以下「計画構想段階検討事項」という。）についての検討を行わなければならない。

2 前項の事業の実施がされるべき区域、事業規模その他の事項を定める主務省令は、主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣

〔新設〕

## 第二章 方法書の作成前の手続

### 第一節 配慮書

#### (計画段階配慮事項についての検討)

第三条の二 第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、同号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

2 前項の事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令は、主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して

〔新設〕

## 第二章 準備書の作成前の手続

### 第一節 第二種事業に係る判定

〔新設〕

に協議して定めるものとする。

3 第一項の主務省令（事業が実施されるべき区域・事業規模その他の事項を定める主務省令を除く。）は、**計画構想段階検討事項**についての検討を適切に行うために必要であると認められる**計画構想段階検討事項**の選定並びに当該**計画構想段階検討事項**に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

3 第一項の主務省令（事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令を除く。）は、**計画段階配慮事項**についての検討を適切に行うために必要であると認められる**計画段階配慮事項**の選定並びに当該**計画段階配慮事項**に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

定めるものとする。

（検討書の作成等）

第三条の三 第一種事業を実施しようとする者は、**計画構想段階検討事項**についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した**計画構想段階環境検討書**（以下「**検討書**」という。）を作成しなければならない。

一・二 【略】

三 事業実施想定区域及びその周辺地域の概況

四 **計画構想段階検討事項**ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

五 【略】

（配慮書の作成等）

第三条の三 第一種事業を実施しようとする者は、**計画段階配慮事項**についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した**計画段階環境配慮書**（以下「**配慮書**」という。）を作成しなければならない。

一・二 【略】

三 事業実施想定区域及びその周辺の概況

四 **計画段階配慮事項**ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

五 【略】

〔新設〕

2 相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて**検討書**を作成することができる。

（検討書の送付等）

第三条の四 第一種事業を実施しようとする者は、**検討書**を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付するとともに、**当該検討書**及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

（配慮書の送付等）

第三条の四 第一種事業を実施しようとする者は、**配慮書**を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付するとともに、**当該配慮書**及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

〔新設〕

2 主務大臣（環境大臣を除く。）は、**検討書**の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該**検討書**の写しを送付して意見を求めなければならない。

〔環境大臣の意見〕

第三条の五 環境大臣は、前条第二項の規定により意見を求められたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣（環境大臣を除く。）に対し、**検討書**について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 環境大臣は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならぬ。

〔主務大臣の意見〕

第三条の六 主務大臣は、第三条の四第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、**検討書**について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条第一項の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案するとともに、その書面に当該**環境大臣**の意見を付記しなければならない。

〔検討書についての意見の聴取〕

第三条の七 第一種事業を実施しようとする者は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、**検討書**の案又は**検討書**

2 主務大臣（環境大臣を除く。）は、**配慮書**の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該**配慮書**の写しを送付して意見を求めなければならない。

〔環境大臣の意見〕

第三条の五 環境大臣は、前条第二項の規定により意見を求められたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣（環境大臣を除く。）に対し、**配慮書**について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

〔新設〕

〔主務大臣の意見〕

第三条の六 主務大臣は、第三条の四第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、**配慮書**について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案するとともに、その書面に当該**環境大臣**の意見を付記しなければならない。

〔配慮書についての意見の聴取〕

第三条の七 第一種事業を実施しようとする者は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、**配慮書**の案又は**配慮書**

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるべきではない。

- 2 前項の主務省令は、**計画構想段階検討事項**についての検討に当たつて関係する行政機関及び一般的の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（第一種事業の廃止等）

第三条の九 第一種事業を実施しようとする者は、第三条の四第一項の規定による公表を行つてから第七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、**検討書**の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一（略）

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行つた**計画構想段階検討事項**についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となつた者が行つたものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた**計画構想段階検討事項**についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となつた者が行つたものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた**計画段階配慮事項**についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となつたものとみなす。

（第二種事業に係る**計画構想段階検討事項**についての検討）

について関係する行政機関及び一般的の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

- 2 前項の主務省令は、**計画段階配慮事項**についての検討に当たつて関係する行政機関及び一般的の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（第一種事業の廃止等）

第三条の九 第一種事業を実施しようとする者は、第三条の四第一項の規定による公表を行つてから第七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、**配慮書**の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一（略）

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行つた**計画段階配慮事項**についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となつた者が行つたものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた**計画段階配慮事項**についての検討その他の手續は新たに第一種事業を実施しようとする者となつた者が行つたものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた**計画段階配慮事項**についての検討その他の手續は新たに第一種事業を実施しようとする者となつたものとみなす。

（第二種事業に係る**計画段階配慮事項**についての検討）

〔新設〕

**第三条の十 第二種事業を実施しようとする者**（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第二種事業に係る計画の構想の段階において、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域、事業規模その他の主務省令で定める事項を決定するに当たつては、二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために**検討すべき事項**（当該事業を実施しない場合における環境の状況の予測のために把握すべき事項を含む。以下この項において同じ。）についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために**配慮すべき事項**についての検討その他の手続を行うこととした旨を主務大臣に書面により通知するものとする。

2) [略]

## (方法書の作成)

**第五条 事業者は、検討書を作成しているときはその検討書の内容を踏まえるとともに、第三条の六の意見が述べられたときは第三条の五第一項の規定による環境大臣の意見を参考としつつ第三条の六の意見を勘案して、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域、事業規模その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を作成しなければならない。**

までに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を作成していない場合においては、第四号から第六

[新設]  
第三条の十 第二種事業を実施しようとする者（国が行う

事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定めることを決定するに当たつては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために**配慮すべき事項**についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために**配慮すべき事項**についての検討その他の手続を行うこととした旨を主務大臣に書面により通知するものとする。

2) [略]

## (方法書の作成)

**第五条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第三条の六の意見が述べられたときは二種の勘案して、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を作成しなければならない。**

[新設]  
第三条の十 第二種事業を実施しようとする者（国が行う

事業に係る計画の構想の段階において、第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域、事業規模その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行なう方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を作成しなければならない。

るにより、次に掲げる事項（検討書を作成していない場合においては、第四号から第六号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

一～三　〔略〕

四～六　〔略〕

七　〔略〕

八　〔略〕

2　〔略〕

（環境影響評価の項目等の選定）

第十一条　〔略〕

2　〔略〕

3　主務大臣は、前項の規定による事業者の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聽かなければならぬ。この場合において、環境大臣が意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるものの意見を聽かなければならない。

4　〔略〕

（環境大臣の意見）

第三十八条の四　〔略〕

2　環境大臣は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるものの意見を聽かなければならない。

（免許等を行う者等の意見）

号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

一～三　〔略〕

四～六　〔略〕

七　〔略〕

八　〔略〕

2　〔略〕

（環境影響評価の項目等の選定）

第十一条　〔略〕

2　〔略〕

3　主務大臣は、前項の規定による事業者の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聽かなければならぬ。この場合において、環境大臣が意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聽かなければならない。

4　〔略〕

（環境大臣の意見）

第三十八条の四　〔新設〕

第三十八条の四　〔略〕

〔新設〕

（免許等を行う者等の意見）

号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

一～三　〔略〕

四　〔新設〕

2　〔略〕

（環境影響評価の項目等の選定）

第十一条　〔略〕

2　〔略〕

3　主務大臣は、前項の規定による事業者の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聽かなければならぬ。この場合において、環境大臣が意見を述べようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聽かなければならない。

4　〔略〕

（環境大臣の意見）

第三十八条の四　〔新設〕

〔新設〕

（免許等を行う者等の意見）

**第三十八条の五 第二十二条第一項各号に定める者は、第三十八条の三第一項の規定による送付を受けたときは、**

**必要に応じ、政令で定める期間内に、第三十八条の二第一項に規定する事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。**

**この場合において、前条第一項の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案するとともに、その書面に当該環境大臣の意見を付記しなければならない。**

(事業者の講ずる措置)

**第三十八条の五の二 第三十八条の二第一項に規定する**

**事業者は、前条の意見が述べられた場合において、第三十八条の四第一項の規定による環境大臣の意見を参考としつつ前条の意見を勘案して必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるようにしなければならない。**

**この場合において、当該事業者は、同条の意見を述べた者に対して必要な助言を求めることができる。**

(都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等)

**第三十八条の六 第一種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、第三条の二から第三条の九までの規定により行うべき計画構想段階検討事項についての検討その他の手続及び第五条から第三**

**第三十八条の五 第二十二条第一項各号に定める者は、第三十八条の三第一項の規定による送付を受けたときは、**

**必要に応じ、政令で定める期間内に、第三十八条の二第一項に規定する事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。**

**この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。**

(新設)

(都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等)

**第三十八条の六 第一種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、第三条の二から第三条の九までの規定により行うべき計画構想段階検討事項についての検討その他の手続及び第五条から第三**

(新設)

(新設)

(新設)

十八条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第三項、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条、第四十四条第一項、第二項及び第五項から第七項まで並びに第四十六条に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二）の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第三条の三第二項、第三条の九第一項第三号及び第二項、第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十一条第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

2 第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る第二種事業については、第二章第一節の規定による計画構想段階検討事項についての検討その他の手続は、次項並びに第四十四条第三項及び第四項に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業を実施しようとする者に代わるもの

までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第三項、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条、第四十四条第一項、第二項及び第五項から第七項まで並びに第四十六条に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二）の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第三条の三第二項、第三条の九第一項第三号及び第二項、第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十一条第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

2 第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る第二種事業については、第二章第一節の規定による計画段階記述事項についての検討その他の手続は、次項並びに第四十四条第三項及び第四項に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業を実施しようとする者に代わるもの

るものとして行うことができる。この場合において、第三条

三条の十第二項の規定により適用される第三条の三第二項二項並びに第三条の九第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

3 第一項又は前項の規定により都市計画決定権者が計

**画構想段階検討事項**についての検討その他の手続を行う場合における第二章第一節（第三条の三第二項並びに第三条の九第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、第三条の二第一項中「第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業」とあるのは、「第三十八条の六第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第一種事業又は第一種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業（以下「都市計画第一種事業」という。）」と、第三条の三第一項中「第一種事業を実施しよう」と、第三条の三第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、同項第一号中「氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは、「名称」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは、「都市計画第一種事業」と、第三条の四第一項、第三条の六、第三条の七第一項及び第三条の九第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、同項第一号中「第一種事業を実施しない」とあるのは、「都市計画第一種事業を都市計画に定めないと、第三条の十第一項中「第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関

のとして行うことができる。この場合において、第三条

の十第二項の規定により適用される第三条の三第二項並びに第三条の九第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

3 第一項又は前項の規定により都市計画決定権者が計

**画段階配慮事項**についての検討その他の手続を行う場合における第二章第一節（第三条の三第二項並びに第三条の九第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、第三条の二第一項中「第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業」とあるのは、「第三十八条の六第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第一種事業又は第一種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業（以下「都市計画第一種事業」という。）」と、第三条の三第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、同項第一号中「氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは、「名称」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは、「都市計画第一種事業」と、第三条の四第一項、第三条の六、第三条の七第一項及び第三条の九第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、同項第一号中「第一種事業を実施しない」とあるのは、「都市計画第一種事業を都市計画に定めないと、第三条の十第一項中「第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関

行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。」とあるのは「第三十八条の六第二項に規定する都市計画決定権者（以下この条において「第二種事業都市計画決定権者」という。）」と、「当該第二種事業を実施しようとする者」とあるのは、「当該第二種事業都市計画決定権者」と、同条第二項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは、「第二種事業都市計画決定権者」と、「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、「第三条の二から前条までの規定を適用する」とあるのは、「第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の二第一項中「第一種事業又は第一種事業に係る施設」とあるのは、「第四十条第一項に規定する第二種事業等」と、「第一種事業」とあるのは、「第二種事業」と、「都市計画第一種事業」とあるのは、「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の三第三項第二号中「都市計画第一種事業」とあるのは、「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の九第一項第一号中「都市計画第一種事業」とあるのは、「都市計画第二種事業」とする」とする。

第三十九条　〔略〕

2　〔略〕

3　前項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号の措置がとられた第二種事業（前項の規定によ

（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。」とあるのは「第三十八条の六第二項に規定する都市計画決定権者（以下この条において「第二種事業都市計画決定権者」という。）」と、「当該第二種事業を実施しようとする者」とあるのは、「当該第二種事業都市計画決定権者」と、「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、「第三条の二から前条までの規定を適用する」とあるのは、「第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の二第一項中「第一種事業又は第一種事業に係る施設」とあるのは、「第四十条第一項に規定する第二種事業等」と、「第一種事業」とあるのは、「第二種事業」と、「都市計画第一種事業」とあるのは、「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の三第三項第二号中「都市計画第一種事業」とあるのは、「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の九第一項第一号中「都市計画第一種事業」とあるのは、「都市計画第二種事業」とする。

第三十九条　〔略〕

2　〔略〕

3　前項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号の措置がとられた第二種事業（前項の規定によ

（都市計画に定められる第二種事業等）

第三十九条　〔略〕

2　〔略〕

3　前項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号の措置がとられた第二種事業（前項の規定によ

り読み替えて適用される同条第四項及び次条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項において準用する第四条第三項第二号の措置がとられたものを除く。)について第二種事業を実施しようとする者が作成した**検討書**があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該**検討書**を送付するものとする。

4 前項の場合において、**検討書**を送付する前に第二種事業を実施しようとする者が行つた**計画構想段階検討事項**についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行つたものとみなし、当該第二種事業を実施しようとする者に対して行われた**計画構想段階検討事項**についての検討その他の手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

(都市計画対象事業の環境保全措置等の報告等)

第四十条の二 前条第二項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第三十八条の二から**第三十八条の五の二までの規定の適用**については、第三十八条の二第一項中「第二十七条の規定による公告を行つた事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者)」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十六条第二項に規定する評価書等の送付を受けた第三十八条の六第一項の第二種事業を実施しようとする者又は第四十条第一項の事業者(これらの者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者。以下「都市計画事業者」という。)」と、第三十八条の三第一項中「前条第一項に規定する事業者」とあるのは「都

り読み替えて適用される同条第四項及び次条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項において準用する第四条第三項第二号の措置がとられたものを除く。)について第二種事業を実施しようとする者が作成した**配慮書**があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該**配慮書**を送付するものとする。

4 前項の場合において、**配慮書**を送付する前に第二種事業を実施しようとする者が行つた**計画段階配慮事項**についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行つたものとみなし、当該第二種事業を実施しようとする者に対して行われた**計画段階配慮事項**についての検討その他の手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

(都市計画対象事業の環境保全措置等の報告等)

第四十条の二 前条第二項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第三十八条の二から**第三十八条の五までの規定の適用**については、第三十八条の二第一項中「第二十七条の規定による公告を行つた事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者)」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十六条第二項に規定する評価書等の送付を受けた第三十八条の六第一項の第二種事業を実施しようとする者又は第四十条第一項の事業者(これらの者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者。以下「都市計画事業者」という。)」と、第三十八条の三第一項中「前条第一項に規定する事業者」とあるのは「都

[新設]

[新設]

「都市計画事業者」と、第三十八条の五中「第三十八条の二」の「第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、第三十八条の五の二の見出し中「事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、同条中「第三十八条の二第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」とする。

二第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」とする。

(事業者等の行う環境影響評価との調整)

第四十四条 第一種事業を実施しようとする者が第三条の四第一項の規定による公表を行つてから第七条の規定による公告を行うまでの間において、当該公表に係る第一種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者及び検討書又は方法書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、第一種事業を実施しようとする者は、当該第一種事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該検討書及び第三条の六の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第一種事業については、第三十八条の六第一項の規定は、都市計画決定権者が当該検討書及び第三条の六の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種事業を実施しようとする者が行つた計画構想段階検討事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行つたものとみなし、第一種事業を実施しようとする者に対しして行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

市計画事業者」と、第三十八条の五中「第三十八条の二」の「第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

(事業者等の行う環境影響評価との調整)

第四十四条 第一種事業を実施しようとする者が第三条の四第一項の規定による公表を行つてから第七条の規定による公告を行うまでの間において、当該公表に係る第一種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者及び記述書又は方法書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、第一種事業を実施しようとする者は、当該第一種事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書及び第三条の六の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第一種事業については、第三十八条の六第一項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び第三条の六の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種事業を実施しようとする者が行つた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行つたものとみなし、第一種事業を実施しようとする者に対して行われた手續は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第四十四条 [新設]

[新設]

3 第二種事業に係る事業者が第五条の規定により方法書を作成してから第七条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る第二種事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該事業者、**検討書**の送付を当該事業者から受けた者（当該事業者が第三条の四第一項の規定により**検討書**を送付している場合に限る。）並びに第四条第一項の規定による届出を

当該事業者から受けた者（当該事業者が第三条の四第一項の規定により**配慮書**を送付している場合に限る。）並びに第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受けた者（当該事業者が既に第六条第一項の規定による届出を当該事業者から受けた者及び同条第二項の都道府県知事（事業者が既に第六条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者並びに第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受けた者及び当該方法書の送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第四十条第一項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

4|

〔略〕

5| 事業者が第七条の規定による公告を行つてから第十六条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び**検討書**、方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者（これらの公告に係る対象事業が第二種事業である場合にあっては、これらの者及び第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受けた者）にその旨を通知したときは、事業者は、

当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都

3 第二種事業に係る事業者が第五条の規定により方法書を作成してから第七条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る対象事業が第一種事業である場合にあっては事業者（事業者が既に第六条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）に、第二種事業である場合にあっては事業者（事業者及び第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受けた者及び同条第二項の都道府県知事（事業者が既に第六条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者並びに第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受けた者及び当該方法書の送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第四十条第一項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

5| 4|

〔略〕

事業者が第七条の規定による公告を行つてから第十六条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び**配慮書**、方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者（これらの公告に係る対象事業が第二種事業である場合にあっては、これらの者及び第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受けた者）にその旨を通知したときは、事業者は、

当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

3| 2|

〔略〕

事業者が第七条の規定による公告を行つてから第十六条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者（これらの公告に係る対象事業が第二種事業である場合にあっては、これらの者及び第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受けた者）にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計

事業者が第五条の規定により方法書を作成してから第七条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る対象事業が第一種事業である場合にあっては事業者（事業者が既に第六条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）に、第二種事業である場合にあっては事業者（事業者及び第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受けた者及び同条第二項の都道府県知事（事業者が既に第六条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者並びに第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受けた者及び当該方法書の送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第四十条第一項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第三十八条の六第一項又は第四十条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

6| 7| [略]

(適用除外等)

第五十二条 [略]

2 第二章から前章までの規定は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十九条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。

[削除]

(命令の制定とその経過措置)

第五十三条 第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下こ

市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第四十条第一条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

6| 7| [略]

(適用除外等)

第五十二条 [略]

2 第二章から前章までの規定は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十九条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。

3 第二章の規定は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として政令で定めるものについては、適用しない。

[新設]

(命令の制定とその経過措置)

第五十三条 第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第一種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下こ

画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第四十条第一条の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4| 5| [略]

(適用除外等)

第五十二条 [略]

2 第二章から第七章までの規定は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十九条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。

3 第二章の規定は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として政令で定めるものについては、適用しない。

[新設]

(命令の制定とその経過措置)

第五十三条 第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第一種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下こ

の条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。)の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十六条に規定する行政指導(地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。)その他の措置(以下「行政指導等」という。)の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類(対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。)があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 第一種事業に係る計画の構想の段階において、当該事業が実施されるべき区域、事業規模その他の主務省令で定める事項の決定に当たつて、二以上の事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために検討すべき事項についての検討を行つた結果を記載したものであると認められる書類 第三条の三第一項の検討書

二 [略]

三 [略]

2 [略]

4 [略]

の条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。)の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十六条に規定する行政指導(地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。)その他の措置(以下「行政指導等」という。)の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類(対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。)があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

〔新設〕

一 第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項の決定に当たつて、**一又は二以上の事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行つた結果を記載したものであると認められる書類 第三条の三第一項の配慮書**

二 [略]

三 [略]

2 [略]

4 [略]

第五十五条 前条第一項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかるわらず、当該新規対象事業等について、**第三条の二から第三条の九まで及び第五条から第二十七条まで、第五条から第二十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定による計画構想段階検討事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。**

2 [略]

第五十五条 前条第一項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかるわらず、当該新規対象事業等について、**第三条の二から第三条の九まで及び第五条から第二十七条まで、第五条から第二十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定による計画構想段階検討事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。**

2 [略]

第五十五条 前条第一項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかるわらず、当該新規対象事業等について、**第五条から第二十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。**

2 [略]

○環境影響評価法の一部を改正する法律案（附則関係）（抄）

（傍線部分は修正部分）

附 則	修 正 後	修 正 前
（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第九条及び第十条の規定 公布の日	二 第一条の規定、第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定（同法第三条の八に係る部分に限る。）及び同法第六章中第三十八条の次に五条を加える改正規定（同法第三十八条の二第三項に係る部分に限る。）並びに次条から附則第四条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日	二 第一条の規定、第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定（同法第三条の八に係る部分に限る。）及び同法第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定（同法第三十八条の二第三項に係る部分に限る。）並びに次条から附則第四条までの規定及び附則第十二条の規定（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の目次の改正規定、同法第四十六条の四及び第四十六条の二十二の改正規定並びに同法第三章第二節第二款の二中同条を第四十六条の二十三とし、第四十六条の二十一を第四十六条の二十二とし、第四十六条の二十の次に一条を加える改正規定を除く。） 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
三 第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を	三 第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を	三 第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を

加える改正規定（同法第三条の二第二項及び第三項並びに第三条の七第二項に係る部分に限る。）及び同法第六章中第三十八条の次に五条を加える改正規定（同法第三十八条の二第二項に係る部分に限る。）並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条～第五条　〔略〕

第六条　この法律の施行の際、環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業（以下「第一種事業」という。）について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（次項において「行政指導等」という。）の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類（この法律の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 第二条による改正後の法第五十三条第一項第一号に掲げる書類

第二条の規定による改正後の法第三条の三第一項の計画構想段階環境

環境検討書

二　〔略〕  
2・3　〔略〕

加える改正規定（同法第三条の二第二項及び第三項並びに第三条の七第二項に係る部分に限る。）及び同法第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定（同法第三十八条の二第二項に係る部分に限る。）並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条～第五条　〔略〕

第六条　この法律の施行の際、環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業（以下「第一種事業」という。）について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（次項において「行政指導等」という。）の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類（この法律の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 第二条による改正後の法第五十三条第一項第一号に掲げる書類

第二条の規定による改正後の法第三条の三第一項の計画段階環境

配慮書

二　〔略〕  
2・3　〔略〕

第七条 第二条による改正後の法第三十八条の二「第三十八条の三及び第三十八条の五の二」(第二条による改正後の法第四十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に評価書の公告及び縦覧を行つた事業者及び都市計画決定権者について適用する。

第八条 この法律の施行後に第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する第一種事業を実施しようとする者は、この法律の施行前において、第二条による改正後の法第三条の二から第三条の九までの規定の例による第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する計画構想段階検討事項についての検討その他の手続を行うことができる。

## 2 [略]

3 前二項の規定は、この法律の施行後に第二条による改正後の法第三十八条の六第一項の規定により同条第三項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する計画構想段階検討事項についての検討その他の手続を第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、第一項中「第二条による改正後の法」とあるのは「第二条による改正後の法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法」と、「による第二条による改正後の法」とあるのは「によ

第七条 第二条による改正後の法第三十八条の二及び第三十八条の三（第二条による改正後の法第四十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に評価書の公告及び縦覧を行つた事業者及び都市計画決定権者について適用する。

第八条 この法律の施行後に第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する第一種事業を実施しようとする者は、この法律の施行前において、第一条による改正後の法第三条の二から第三条の九までの規定の例による第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

## 2 [略]

3 前二項の規定は、この法律の施行後に第二条による改正後の法第三十八条の六第一項の規定により同条第三項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、第一項中「第二条による改正後の法」とあるのは「第二条による改正後の法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法」と、「による第二条による改正後の法」とあるのは「によ

による同項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第九条 【略】

(関係法律の整備)

第十条 この法律の施行に伴い必要な関係法律の整備については、別に法律で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(電気事業法の一部改正)

第十一条 電気事業法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条の二十二」を「第四十六条の二十三」に改める。

第四十六条の四中「同項第四号」を「同項第七号」に改める。

第四十六条の五中「方法書」の下に「及びこれを要約した書類」を加える。

第四十六条の七の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」

る同項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第九条 【略】

(新設)

に改め、同条第一項中「都道府県知事の意見」の下に「並びに同条第四項の政令で定める市の長及び同条第五項の都道府県知事の意見」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に、「同項の意見」を「これらの規定の意見」に改め、同条に次の二項を加える。

3 環境影響評価法第十条第四項の政令で定める市の長は、同項の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同条第六項の規定によるほか、前条第一項の規定により同法第九条の書類に記載された事業者の見解に配意しなければならない。

第四十六条の八第一項中「都道府県知事の意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加え、同条第三項中「書面」の下に「又は同条第四項の書面及び同条第五項の書面がある場合にはその書面」を加える。

第四十六条の九中「第十条第一項」の下に「、第四項又は第五項」を加える。

第四十六条の十三の見出し中「関係都道府県知事」を「関係都道府県知事等」に改め、同条中「関係都道府県知事の意見」の下に「並びに同条第四項の政令で定める市の長及び同条第五項の関係都道府県知事の意見」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に、「同項の意見」を「これらの規定の意見」に改める。

第四十六条の十四第一項中「関係都道府県知事の意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加え、同条第四項

中「書面」の下に「又は同条第四項の書面及び同条第五項の書面がある場合にはその書面」を加える。

第四十六条の十五第一項中「第二十条第一項」の下に「第四項又は第五項」を加える。

第四十六条の十九中「評価書、要約書及び第二十四条の書面」を「評価書等」に改める。

第四十六条の二十二中「及び第三十三条から第三十七条まで」を「第三十三条から第三十七条まで、第三十八条の三第二項、第三十八条の四及び第三十八条の五」に改め、第三章第二節第二款の中同条を第四十六条の二十三とし、第四十六条の二十一を第四十六条の二十二とし、第四十六条の二十の次に次の一条を加える。

(報告書の公表)

第四十六条の二十一 特定事業者に対する環境影響評価法第三十八条の三第一項の適用については、同項中「第二十二条第一項の規定により第二十二条第二項の評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これ」とあるのは、「これ」とする。